

B型肝炎予防接種のお知らせ

※平成28年10月1日より、B型肝炎ワクチンが定期接種となりました。

B型肝炎とは？ B型肝炎ワクチンとは？

- B型肝炎は、B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。
 - B型肝炎ウイルスへの感染は、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合（この状態をキャリアといいます）があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝がんなど命に関わる病気を引き起こすこともあります。
 - ワクチンを接種することで、体の中にB型肝炎ウイルスへの抵抗力（免疫）ができます。
 - 免疫ができることで、一過性の肝炎を予防できるだけでなく、キャリアになることを予防でき、まわりの人への感染も防ぐことができます。
- ※予防接種を受けても、お子さんの体質や体調によって免疫ができないことがあります。

注意!!

対象年齢 : ①平成28年4月1日以降生まれ
②生後2ヶ月から1歳の誕生日の前日まで
※上記2つの条件を満たす方が対象となります。

※ただし、平成28年4月から平成28年7月生まれの方は、与那原町の行政措置予防接種として、平成29年7月31日まで無料で接種できます。

※ただし、母子感染予防として、抗HBs人免疫グロブリンと併用してB型肝炎ワクチンを接種する場合は健康保険が適用されるため定期接種の対象とはなりません。
すでに接種済みの方は接種歴を健康保険課までご連絡ください。

接種回数 : 3回

※9/30日以前の接種回数も含めて3回となります。

標準的な接種間隔：生後2か月で接種開始し、1回目の接種から27日以上の間隔で2回目、3回目は1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種する。

接種場所 : 指定医療機関（別紙）での個別接種 ※要予約

接種料金 : 無料 ※対象年齢をすぎると全額自己負担となります。

持ち物 : 親子（母子）健康手帳、予診票

予防接種の副反応について

予防接種の箇所が赤くなったり、腫れやしこりができたり、痛みを感じたりすることがあります。その他、熱がでたり、刺激に反応しやすくなったりすることもあります。また、極めてまれにアナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎などの重い副反応がみられることがあります。

予防接種を受けた後、気になる症状や体調の変化があらわれた場合には、すぐに医師に相談してください。

健康被害救済制度について

定期的な予防接種により、重篤な健康被害が生じた際には、予防接種法に基づく救済制度を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものと認められた場合に補償を受けることができます。また、行政措置に基づいた予防接種で重篤な健康被害が生じた際には、定期での救済制度とは異なり、与那原町予防接種事故災害補償規程に基づく補償、そのほか独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（請求は健康被害を受けた本人またはご家族が直接行う）での対応となります。

注意

※10月より前に接種すると全額自己負担となります。

※任意接種ですでにB型肝炎ワクチンを接種した回数分については、定期接種を受けたものとみなします。

※任意で接種したB型肝炎予防接種における自己負担額の払い戻しはありません。

お問い合わせ：与那原町役場 健康保険課 予防接種係 TEL 945-6633